

■■■ 労務管理講習会 ■■■

トラブル防止・医療機関における雇用管理のポイント

改正労基法 年次有給休暇の消化義務 5日未満は罰金

～ いい仕事を続けるためには、安定した雇用管理が必要 ～

■と き：**2019年2月3日(日) 13:00～15:00**

■ところ：三重県総合文化センター 生涯学習棟 4階 小研修室 1
(津市一身田上津部田 1234 TEL：059-233-1111)

■講 師：**桂 好志郎 氏** (桂労務社会保険総合事務所 所長／全国保険医団体連合会 顧問社労士)

■対 象：会員、配偶者、医院経営に関わる方等

■定 員：20名(先着順) ※定員になり次第締切ります。申込はお早めをお願いいたします!!

■受講料：1,000円(お一人様) ※申込後、郵便振替用紙をお送りさせていただきます。

【講師からのメッセージ】

働きやすい職場環境をつくるためにワークルールの知識はかせません。特に使用者は最低基準である労基法に違反した場合は強い強制力を持って遵守を求められます。

19年4月から、10日以上 of 年休が与えられている職員に最低5日は消化させることが、義務付けられます。待たなすです。

労働時間の範囲、割増賃金が必要なとき、遅刻・欠勤をしたときの減額計算、職員定着に不可欠な年次有給休暇の運用、退職時に気をつけたいこと、そして雇用形態に関係なく採用時に義務づけられている、書面による雇用契約書の内容(とくに医療機関における)等々の知識を身に着けながら、職員の“やる気”を支えるポイントを紹介したいと思います。

トラブル防止、事後の対応は事前の対応に比べ時間的、金銭的、精神的にも数倍のコストがかかります。雇用管理は他人に任せることはできません。日頃の疑問や悩みを持ち寄ってください。



2019年2月3日(日)「労務管理講習会」参加申込書

三重県保険医協会 / FAX番号：059-225-1088

TEL番号：059-225-1071

	参加者名	職 種	職務年数
①			年 ヶ月
②			年 ヶ月
③			年 ヶ月

■会員名(医院名).....(.....)

■電 話 ■FAX

■住 所 〒

(注)：正確に把握する関係上、参加者全員の名前をご記入下さい。会員本人がご参加の場合も「参加者名」にご記入をお願いします。